

[事案 2023-43] 新契約取消請求

・令和6年3月29日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-44] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年5月に契約した変額保険（契約①）を令和3年6月に払済保険へ変更し、同月に乗合代理店を通じて変額保険（契約②）を契約したが、以下等を理由に、契約①②を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、「運用実績が6%で70歳だと1500万円程度にしかないのに、80歳だと2500万円になる。この差は大きいし、これを取らないと損ですよ」等と説明を受け、契約①を払済保険へ変更し、保険期間を80歳とする契約②の申込みをしたが、7年以上は継続して保険料を支払い続けないと損をするという説明がなかった。
- (2)募集人から、契約②について、「この保険は、いつでも保険料を調整して減額できるし、払済保険にしたら大丈夫です」等と言われて加入しており、自由に減額ができる商品と考えていたが、実際には、保険料を減額しようとする、基本保険金額が大きく下がってしまい、そもそも解約払戻金が50万円以上にならないと払済保険にすることができない保険商品であった。
- (3)募集人からは、「長い目で見ていきましょう」とは言われたが、10年間は解約控除が適用されることの説明はなく、保険料を減額した場合のデメリットについて、保障や運用額が減ることの説明はあったが、どの程度減るのかという具体的な説明がなく、自分が想定していたよりも減額幅が大きかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人との間で、申込時も含めると4回面談しており、契約締結前交付書面や設計書を交付して説明を行い、解約控除についても説明した。保険は長期で持たなければいけないということの説明もしており、解約・払済・減額（一部解約）についても、10年間は解約控除が適用になることの説明をした。
- (2)募集人は、ライフプランを作成する中で、申立人から老後長く運用できた方がよいとの要望を聴取したため、70歳満了の契約①を80歳満了に変更することを選択肢のひとつとして提案した。その際、契約①を払済保険に変更するデメリットも説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①を払済保険にした際および契約②締結時の事情等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。